

(審査案件：諮問第18号)

答 申

第1 審査会の結論

石垣市長が行った令和5年1月19日付け公文書不存在決定（石企D第169-2号）は、妥当であった。

第2 審査請求の経緯

- 1 令和5年（2023年）1月5日、審査請求人は、石垣市情報公開条例（平成13年石垣市条例第23号。以下「条例」という。）に基づき、「平成20年、平成26年石垣市ブロードバンド施設を利用したサービス提供事業の運営に関する協定書に関する文書で、平成20年から平成31年度分までの第14条に定められた業務計画書、平成20年から平成31年度分までの第14条に定められた業務報告書を、平成31年石垣市ブロードバンド施設を利用したサービス提供事業の運営に関する協定書に関する文書で、第5条2項に定められたブロードバンド・サービスの実施条件、実施期間、協定の更新、実施条件の協定に関する書類、平成31年から令和5年までの第13条に定められた事業計画書、平成31年から令和5年までの第13条に定められた事業報告書、第23条に関する、協定の解除の協議、協定の解除の承認、協定の解除に関する資料」についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 令和5年（2023年）1月19日、石垣市長（以下「実施機関」という。）は本件請求に対し「平成29年から平成30年の第14条に定められた事業計画書、事業報告書、平成31年から令和4年までの第13条に定められた事業計画書、平成31年から令和4年までの第13条に定められた事業報告書、第23条に関する、協定の解除の協議、協定の解除の承認、協定の解除に関する資料」を公文書部分公開決定（石企D第169-1号）、「平成20年から平成28年分までの第14条に定められた業務計画書、平成20年から平成28年分までの第14条に定められた業務報告書、第5条2項に定められたブロードバンド・サービスの実施条件、実施期間、協定の更新、実施条件の協定に関する書類、令和5年第13条に定められた事業計画書、令和5年第13条に定められた事業報告書」を公文書不存在決定（石企D第169-2号）を行い、審査請求人に通知した。
- 3 令和5年（2023年）1月20日、審査請求人は、公文書不存在決定に対し、審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が「審査請求書」で行った主張は、おおむね次のとおりである。

1 審査請求書における主張

公文書不存在決定（石企D第169-2号）の「平成20年から平成28年分までの第14条に定められた業務計画書、平成20年から平成28年分までの第14条に定められた業務報告書」について、契約書に定められた報告義務のある業務計画書、業務報告書が8年にわたって受領していない状態を石垣市として放置していたとは考えられないため当該文書の開示を求める。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関が「決定理由説明書」及び意見聴取で行った主な主張は、次のとおりである。

1 決定理由説明書における主張

審査請求人より請求があった「平成20年から平成28年分までの第14条に定められた業務計画書、平成20年から平成28年分までの第14条に定められた業務報告書」につきましては、公文書公開請求を受け、当該書類の有無を確認したところ、存在が確認できなかった。「石垣市ブロードバンド施設を利用したサービス提供事業の運営に関する協定書」第13条で定められた業務計画書及び第14条で定められた業務報告書（以下「報告書等」という。）について、提出義務のある石垣ケーブルテレビ株式会社に確認したところ、平成20年度から平成28年度までの間提出していなかった。当局においても当時の担当者に確認したところ、当該書類を毎年受領すべきことを認識していなかった。

以上のことから当該書類を不存在と決定した。なお、平成29年度以降分は当該書類を受領しており、現在は石垣ケーブルテレビ株式会社の事業撤退に伴い、石垣市ブロードバンド施設を利用したサービス提供事業の本協定は終了している。

2 意見聴取における主張

（令和5年5月15日審査会）

北部ブロードバンドサービス事業は、石垣ケーブルテレビ、NEC、沖電工の3社でコンソーシアム（共同企業体）を組んで運用し、北部のブロードバンドサービスを提供していた。この3社で平成25年まで共同で運用し、その間、石垣市から年間運用経費として、700万円程度補助金を出しており、毎年、年度の終わり時に3社と石垣市において、石垣市北部ブロードバンド環境整備事業運営協議会（以下「運営協議会」という。）を開催していて、石垣ケーブルテレビの報告事項として、年度の集客計画、新しい事業やサービスの承認や、業務計画や貸借対照表等が記載された書類を運営協議会の中の資料で提出して、その会議の中で了承を得ていた。当時の担当者等に確認を行ったところ、この了承をもって報告書等に代わる書類としていたとのことから、実際、提出されてないので年度ごとの報告書等の存在が確認できなかった。平成26年度からは石垣市から補助金等を

一切出しておらず、石垣ケーブルテレビ単体の北部のブロードバンド設備を使った収益事業として、石垣市と石垣ケーブルテレビとの間の IRU 契約（関係当事者の合意がない限り破棄又は終了させることができない長期的・安定的な線路設備の使用権契約）で事業していただいております、補助金を出してないので、報告書等の提出は必要ない旨を双方で話をしていただいたことから平成 26 年以降も提出されていない。

第 5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例は、市の保有する公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、市政に関する情報の積極的な公開を図り、もって市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深め、地方自治の本旨に即した公正で民主的な市民参加による開かれた市政を一層推進することを目的に制定されたものである。

条例の目的を実現するために、実施機関が保有する情報は、条例第 7 条の規定により非公開情報とされる場合を除き公開しなければならず、条例の解釈・運用にあたっては、この理念が十分に尊重されなければならない。

本審査会は、この基本的な考え方に沿って、以下判断するものである。

2 判断の理由

(1) 問題の所在

本件では、実施機関が不存在決定を行った、平成 20 年度から平成 28 年度までの報告書等の存在の有無が問題となる。

(2) 当審査会による調査

当審査会は、実施機関の現在の職員、及び平成 28 年度から平成 29 年度の担当職員から、直接以下のアからエの事情を聴取した。

ア 協定書上、確かに、石垣ケーブルテレビ株式会社（以下、「石垣ケーブルテレビ」という。）は報告書等の提出が義務付けられているものの、実施機関の担当職員や石垣ケーブルテレビの担当者に、その認識が無かった。

そのため、初めて協定を締結した平成 20 年度から、協定が解除された令和 4 年度までの全期間を通して、その都度報告書等が提出されることはなかった。

イ 担当職員らに報告書等を毎年受領すべきことを認識していなかった理由は定かではない。

ただ、平成 20 年度から平成 25 年度については、毎年、実施機関と石垣ケーブルテレビとで運営協議会を開催しており、その中で事実上業務計画等について協議されていた。そのため、別途、報告書等を受領する実質的な必要性がなかったという事情がある。

協定書を更新した平成26年以降については、石垣市からの補助金が交付されなくなったため、その用途をチェックする必要性が無くなり、やはり報告書等を受領する実質的な必要性がなかったという事情がある。また、単に、それまでの5年間受領していなかったため、その後も受領すべきことに思い至らなかった可能性もある。

ウ その後、石垣ケーブルテレビから、収支状況が悪く、協定の解除を検討している旨実施機関に報告されたため、実施機関から石垣ケーブルテレビに対し、過去分も含めた収支報告をするように求めた。その結果、令和4年12月27日に、石垣ケーブルテレビから、平成29年度から令和4年度までの報告書等が提出された。(なお、令和5年1月19日付部分公開決定に基づき開示された、平成29年度から令和4年度までの報告書等を見ると、確かに、全て右上に令和4年12月27日に実施機関(DX課)が収受した旨の収受印が押捺されていることが確認できる。)

エ 石垣ケーブルテレビも、令和4年12月27日の提出以前に、報告書等を提出していない旨述べていたことは、令和5年2月24日付決定理由説明書の「4 公開決定理由の説明」欄に記載したとおりである。

当審査会は、併せて、インカメラ手続き(条例第22条1項)に基づき、協定書に付随する書類が綴じられたファイル(年度ごとに綴じられた大型ファイル)の一部を実際に閲覧し、上記運営協議会の議事録を確認し、また報告書等が存在しないことを確認した。

(3) 審査会の結論

以上のように、協定書の当事者である実施機関と石垣ケーブルテレビとが、それぞれ毎年その都度報告書等の提出はなかった旨述べており、提出がなかった理由も一応了解可能であること、それを裏付けるように令和4年12月27日に平成29年度以降分がまとめて提出された旨の収受印があること、インカメラ手続きによる確認により実施機関等の説明の正確性を確認できたことなどから、当審査会としては、該当文書が存在しないと考えざるを得ず、今回の公文書不存決定は妥当であると判断する。

3 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査経過

令和5年(2023年)	2月17日	実施機関から諮問書を受領
	2月24日	実施機関から「決定理由説明書」を受領

5月15日 審議（第1回）
（実施機関から意見聴取）
6月 6日 審議（第2回）、答申